京都・八幡　神ボラ増山大量動物殺害事件についての報告

弁護士　　植田勝博

京都・八幡神ボラ増山大量動物殺害事件について2020年10月16日に京都八幡警察へ告訴、告発状をもって警察と折衝をした経緯について、山岡陽子氏から報告がされた件について、山岡氏に誤解があるようですので、山岡氏にその旨お話しましたが、その内容をお知らせ致します。

弁護士3名　告訴人、告発人の皆様にも同行して貰いました。

警察への申し入れは次の通り

1．単なる給餌給水をしないという虐待でなく、数年前から既に死に至らせている膨大な死体がある中での引取は　みだりな殺傷罪であり　愛護を装って虚偽の事実を申し向けて犬猫を騙し取った詐欺であること。

また本件が全国の行政及び愛護団体などから引取がなされ、その事案はあまりに膨大な犬猫殺害行為であり、警察にはきちっとした捜査、立件、公判請求をすることを申し入れた。

警察は今後方針を検討するとして　捜査態勢を組んでいる状況であるが、まともな捜査、立件をするかは社会の皆様の力、声次第です。

警察等へは、皆様の声を入れることは当然、有益です。

時に、捜査上の秘密の会話がないわけではないが、本件にはありません。

山岡氏が、警察が頑張っている。問い合わせはおひかえください、というのは大きな誤解です。

国民の声が上がらない限り、警察を含めた動物行政は変わりません。

京都・八幡神ボラ大量動物殺害事件は、行政殺処分から救うことをネタにして寄付金活動をし、引取動物を盥回しした実体が明らかとなり、夥しい数の不法な行政殺処分の犯罪を行う行政が（1匹5年以下の懲役）が張本人、そこに咲いて

いるあだ花が動物愛護団体であるとの実体が明らかになりました。

これについては、THEペット法塾は、京都動物愛護センター、と兵庫県動物愛護センター三木支所へも意見書を出しています。詳細は、THEペット法塾ホームページ掲載中　http://thepetlaw.web.fc2.com/index.html

動物の命と共生は動愛法の原点、愛護動物は所有の有無に拘わらず、殺傷は重罪です。行政にその違法性を阻却する法律上の根拠は認められません。一番の犯罪は、行政の犯罪であり、きちっとした動物の命を守る活動、業務が必要です。

時間的な手続の中での制約があり、作業量の問題がありますが、告訴、告発（被害者でなくとも可能）の申し入れがあれば、委任状提出手続を向井弁護士が担当しており、連絡先等は下記の通りです。

一　植田法律事務所　　Tel 06-6362-8177　　Fax 06-6362-8178
E-mail　uedalaw@skyblue.ocn.ne.jp

二　大栄総合法律事務所　　TEL 06-6364-2201 FAX 06-6364-2202
向井雄紀弁護士Email:y.mukai.mlo@gmail.com
榊原大輔弁護士Email:sakakibara.daieisougou@gmail.com